

# 富士宮市小規模事業者事業継続応援給付金の概要

## 応援給付金とは

新型コロナウイルスの感染拡大により、国が行う持続化給付金を利用できない小規模事業者に対して、事業継続を支え、再起の糧となるよう応援給付金を支給します。

## 支給額

**最大10万円**（千円未満切捨て）

## 支給の対象となる主な要件

- 1 昨年の3月から6月と今年と同じ月の売上高を比べ、10%以上50%未満減少している農林漁業、製造業、飲食業、小売業、家庭教師、ピアノ講師など  
※ 常時雇用者がある場合は20人以下
- 2 個人事業者は、2019年分の確定申告又は市県民税の申告をしていること。  
法人事業者は、2019年分の法人市民税を富士宮市に申告をしていること。  
※ 申告がお済でない方は  
富士宮市市民税課（0544-22-1126）または  
富士税務署（0545-61-2460：自動音声案内）にお尋ねください。
- 3 国が実施する持続化給付金（月の売上が50%以上減少）の対象となる方は、市の応援給付金は対象となりません。  
※ 持続化給付金に関する問合せ先  
事業コールセンター 0120-115-570

## 申請期間、場所

- 1 郵送の場合 【3つの密を避けるために郵送での提出をお願いします】  
令和2年6月8日（月）～8月7日（金）  
（宛先）〒418-8601  
富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所 商工振興課 宛
- 2 窓口提出の場合（土・日・祝日は除く）  
令和2年6月10日（水）～8月7日（金） 9時～16時30分  
富士宮市役所7階 小規模事業者事業継続応援給付金受付会場  
※ 詳細については、富士宮市小規模事業者事業継続応援給付金交付要領をご確認ください。

## 申請書類等の入手方法

- 1 富士宮市ホームページからダウンロード
- 2 富士宮市商工振興課、市役所7階受付会場、各出張所

## 応援給付金等の税法上の取扱いについて

（市）継続応援給付金、感染拡大防止協力金、（国）持続化給付金については、事業収入として確定申告等を行う必要があります。

## 問合せ先

富士宮市役所 産業振興部 商工振興課  
（電話）0544-22-1140  
（受付時間）8時30分から17時15分まで（土・日・祝日は除く。）